

第16号議案

ふじみ野市子ども・子育て会議条例及びふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例の一部を改正する条例

(ふじみ野市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 ふじみ野市子ども・子育て会議条例（平成25年ふじみ野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第2号中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例の一部改正)

第2条 ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例（令和3年ふじみ野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市子ども・子育て会議条例及びふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例の一部を改正したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。